

2025年分の確定申告＜改正点にご注意を！＞



●基礎控除は最大95万円へ

◆今年と来年は5段階に細分化

合計所得金額※が2,350万円以下の方は全員、基礎控除が増額となり、昨年までの一律48万円が、58万円から最大95万円になります。おまけに今年と来年の2年間は、右表のように所得に応じて5段階に区分され、複雑に…。

※合計所得金額とは

不動産所得、事業所得、給与所得、配当所得、一時所得（生命保険金等）、雑所得（年金等）、退職所得、不動産や株の譲渡所得などの合計額

給与所得者は生命保険の満期金や、株式の譲渡や受取配当を確定申告して所得が増えると、基礎控除額が年末調整時より少なくなる場合もあります。

基礎控除の適用ミスに注意しましょう。

◆退職所得の記載もれには、特にご注意！

退職所得は、会社で所得税と住民税を源泉徴収済みで、確定申告しなくても課税洩れにはなりません。といっても、2020年の改正以降は、“基礎控除の判定”のために確定申告書に退職所得の記載が必要となっていますので、お忘れなく！

●扶養家族が増えていないかをチェック！

いわゆる103万円の壁の撤廃で、扶養家族の年収制限が緩和され、所得58万円以下（給与年収なら123万円以下）まで広がりました。

19歳～22歳の子のアルバイト収入が150万円以下なら“63万円”の控除がとれ、さらに子の年収が150万円超188万円までなら、61万円から3万円までの控除がとれることに。

昨年までは対象外だった配偶者や子どもも、今年は扶養対象に入る場合があります。必ずチェックしておきましょう。



●準確定申告書は更正の請求でメリットも

基礎控除や給与所得控除の改正日は“2025年12月1日”なので、それ以前は旧法で所得税が計算されています。

◆準確定申告書は提出のし直しが必要かも！

今年1月1日以降の相続で、所得税の準確定申告書を提出した場合、改正後の基礎控除や扶養控除で更正の請求書を提出することで、税額還付を受けられる場合がありますので、チェックしておきましょう。

◆年の途中で海外転勤の場合も

年の途中で海外支店等への転勤で非居住者となった場合、出国時に旧法で年末調整を受けています。

確定申告すれば、改正後の基礎控除や扶養控除のメリットは受けることができます。

◇ 2025年以降の基礎控除 ◇

合計所得金額	基礎控除額	
	令和7年 令和8年	令和9年 以後
132万円以下	95万円	95万円
132万円超 336万円以下	88万円	58万円
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	改正なし
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

●確定申告が必要なケース

- ・不動産所得、事業所得、山林所得等がある
- ・不動産の譲渡所得がある
- ・金やFXの譲渡所得がある
- ・源泉なしの証券口座で株式等の譲渡益がある
- ・公的年金が年400万円超

※給与所得者は年末調整を受けるので原則確定申告不要＜確定申告が必要となるケース＞

- ・給与年収2,000万円超
- ・2ヵ所からの給与収入あり
- ・給与以外の所得が20万円超あり
（例：満期保険金や解約返戻金、年金）
- ・同族会社への貸付金利子、店舗、工場などの家賃あり



●申告忘れても、5年間遡って還付可能！

確定申告期限後5年以内なら、還付申告ができます（申告済みの場合は、“更正の請求書”の提出）。ちなみに2021年分は2026年末まで申告可能です。

◆医療費控除

家族の医療費、薬代、通院交通費合計が10万円（所得×5%）を超えたら、医療費控除の対象です。

◆上場株の譲渡損益

“源泉ありの特定口座”で黒字と赤字がある場合、通算して申告すれば税金が還付されます。使い切れない赤字は3年間繰越可能で、翌年以降の株式の譲渡益や配当との通算で税金が還付されます。

◆住宅ローン控除

マイホームを取得して住宅ローンを組んだら、確定申告しておけば10～13年間分の必要書類が届きます。翌年からは、年末調整か確定申告で控除を受けられます。

◆寄附金控除

ふるさと納税、NPO法人等への寄附については、“寄付金-2,000円”が所得控除の対象になります（総所得金額×40%の税額が上限）。